

2025年10月22日（水）

消費者スマイル基金ニュース（第83号）

●【消費者庁後援】令和7年度「景品表示法務検定」実施中！

事業者の広告・表示管理の信頼性向上を目指す「景品表示法務検定」が、令和7年度も実施しています。本検定は、消費者庁の後援を受け、CBT（Computer Based Testing）方式にて全国で受験可能です。

「景品表示法務検定」

■ 出願受付期間

令和7年9月1日（月）～ 令和7年11月22日（土）23:59

■ 試験実施期間

令和7年10月1日（水）～ 令和7年11月30日（日）

■ 再受験可能

試験期間中は何度でも出願・受験可能（※都度受験料が必要）

■ 合格者の活用

合格者は、「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（平成26年11月14日内閣府告示）」に規定された「表示等管理担当者」として、広告企画や法務等の担当者に配置・活用が推奨され、景品表示法違反の未然防止に貢献します。

■ 商標登録済

「景品表示法務検定」は商標登録第6863322号として登録済み。

【令和6年度 合格実績】

合格率：57.1%

アドバンスクラス（90点以上）：5.9%

スタンダードクラス（80点以上）：19.7%

ベーシッククラス（70点以上）：31.4%

※合格率は小数第2位以下を切り捨て

広告・表示の適正管理に関わるすべての方へ。

法令遵守と信頼構築の第一歩として、ぜひ受験をご検討ください！

※詳細と出願は、全国公正取引協議会連合会の下記URLをご覧ください。

<https://www.jfftc.org/>

一般社団法人全国公正取引協議会連合会

【連絡先】消費者団体訴訟等支援法人 認定NPO法人 消費者スマイル基金 事務局
TEL 03-5216-7767 FAX 03-6256-9115
e-mail consumerkikin@tiara.ocn.ne.jp URL <http://www.smile-fund.jp/>

